

沖縄県企業局一般競争入札公告 第32号

名護～本部送水管布設工事（仲宗根第1工区）その1 の一般競争入札の実施について地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年12月15日

沖縄県公営企業管理者
契約担当者 企業局長 宮城 嗣三



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 名護～本部送水管布設工事（仲宗根第1工区）その1
(2) 工事を施工する場所 今帰仁村字湧川～天底地内
(3) 工 事 期 限 ～平成23年3月31日まで
(4) 工 事 の 概 要
ア 目 的 本工事は名護～本部送水施設のうち、今帰仁村字仲宗根～天底地内の送水管の一部を布設替えするものである。

- イ 規 模 等 延 長 : 開削 L≒1,750m 推進 L≒27m
ウ 構 造 形 式 管径・管種 : φ400mm ダクタイル鋳鉄管
エ 工 法 工 法 : 開削工法、推進工法

オ 概 要 図 位置図、設計図、特記仕様書参照

- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

1-2 本工事は入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。

2 特定建設工事共同企業体の構成員数

- (1) 2社共同企業体とする。
(2) 自主結成方式とする。

3 応募資格要件

本工事の入札参加を希望する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員に必要な資格に関する事項
ア 建設業法に定める許可を受けている者で、本県に本店があり、かつ、経営事項審査結果通知書が有効期限内にある者。
イ 本工事に対応する許可業種に係る監理技術者、又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者。
ウ 公共機関が発注する同種の工事について、施工実績がある者。
エ 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請期限日から本工事の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
オ 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、30%以上でなければならない。
カ 本工事の共同企業体の構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
キ 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿に経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は、当該業種での参加を認めない。
ク 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
ケ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
コ 会社更生法又は民事再生法に基づき更正（又は再生）手続開始の申立てが成されている者でないこと。（入札参加資格の再認定を受けている者を除く）
サ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
(2) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）に必要な資格に関する事項
ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿に土木一式工事業「特A」として登録されている者。

イ 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者、若しくはそれと同等以上と認められる者で、監理技術者資格者証を有し、資格確認申請締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を専任で配置できる者。

ウ 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

ア 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿に水道施設工事業として登録されている者。

イ 2級土木施工管理技士の資格を有する者、若しくはそれと同等以上と認められる者で、国家資格を有し、資格確認申請締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を専任で配置できる者。

4 入札日時及び場所等

入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法は次のとおりとする。

なお、入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。電子入札対象業者の場合は、電子入札システムにより入札すること。郵便又は電報による入札は認めない。

なお、日時・場所の変更がある場合は、事前に企業局総務企画課建設業務指導班より連絡する。

(1) 電子入札システムによる場合

入札書提出期日：平成23年1月25日（火）午前9時～午後2時

(2) 紙による持参の場合

持参日時：平成23年1月26日（水）午後2時50分

持参場所：第4会議室（県庁12階）

注意事項：工事費内訳書は平成23年1月25日（火）午後2時までに提出すること。

(3) 開札日時

平成23年1月26日（水）午後3時00分

5 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子入札対象者は、持参による提出とあわせて電子入札システムにおいても一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期間 平成22年12月15日（水）から平成22年12月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※資格確認資料を提出後、電子入札システムへ参加登録すること。

電子入札システムへの登録期限は、平成22年12月22日（水）午前10時まで。注）資格確認資料を平成22年12月21日（火）までに持参していない場合は、入札参加資格なしと処理する。

イ 時間 午前9時から午後5時まで【ただし、昼休み（12:00～13:00）を除く】

ウ 場所 沖縄県企業局 建設計画課

エ 提出部数 1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成22年12月28日（火）に、電子入札システム・郵便等を持って通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合、平成23年1月5日（水）までに、沖縄県公営企業管理者企業局長に書面を持参しなければならない。理由は説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

6 共同企業体資格審査申請の提出

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

ア 期間 平成22年12月15日（水）から平成22年12月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで【ただし、昼休み（12:00～13:00）を除く】

ウ 場所 沖縄県企業局 建設計画課

エ 提出部数 1部

(2) 同種工事の契約書の写し（発注者、工事名、契約金額が確認できるもの）を添付すること。当該工事の施工体制について確認できる資料を添付すること。

7 契約事項等を示す場所

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布は次のとおり行う。

(1) 設計図書の縦覧

- ア 場所 沖縄県企業局総務企画課
- イ 期間 平成22年12月15日（水）から平成22年12月21日（火）まで
- ウ 時間 午前9時～午後5時まで
- エ その他 沖縄県企業局ホームページ及び入札情報サービス（PPI）に掲載する。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。
 - ア 過去2ヵ年の間に、国（公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合で、資格確認申請書に当該工事の履行履歴確認書類（竣工時カルテ等）の写しを添付したとき。
 - イ アに該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者が入札に参加する場合。
- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。
- (4) 詳細は、別紙「入札保証金の取り扱いについての留意事項」による。

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

但し、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 入札書に記載する金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載、又は電子入札システムに登録すること。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、その者が入札書に記載したくじ番号に基づく電子くじにより契約の相手方を決定する。その為、書面により入札書を提出する場合においても必ずくじ番号を記載すること。

11 入札に関する注意事項

- (1) 紙入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。
- (4) 年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出すること。
- (5) 当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。
- (6) 資格確認後に入札を希望しない場合には、その理由を問わず参加しないことができるので入札辞退の届を郵送又は持参により企業局総務企画課へ提出すること。ただし、電子入札による場合は電子入札システムにより提出すること。

12 工事内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は数量、単価、金額等の明示を最低限行うこと。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。
- (5) 工事費内訳書は、電子入札システム又は書面により提出すること。

13 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後に指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

1.4 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

1.5 設計図書に対する質問及び回答

- (1) 申請者は、設計図書について質問することが出来る。
- (2) 前項の質問は、平成23年1月14日（金）まで（休日を除く）に書面で沖縄県公営企業管理者企業局長あて

建設計画課 建設第2班に提出しなければならない。
- (3) 質問に対する回答は、平成23年1月18日（火）から入札日まで企業局建設計画課にて閲覧に供するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

1.6 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料ヒアリングは実施しない。ただし、記載内容に不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。ただし、公表または無断で使用することはない。
- (4) 工期は事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (7) 最低制限価格を設定する。
- (8) 沖縄県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領による。
- (9) 詳細は、沖縄県企業局電子入札運用基準による。

1.7 問い合わせ先

- (1) 工事概要及び資格要件関係
沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（〒900-8570）
沖縄県企業局 建設計画課 建設第2班（県庁12階） 電話098-866-2814
- (2) 入札及び契約関係
沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（〒900-8570）
沖縄県企業局 総務企画課 建設業務指導班（県庁12階） 電話098-866-2803

名護～本部送水管布設工事（水道関連工事） 応募資格要件に関する注意事項

下記の注意事項は、沖縄県企業局建設計画課の発注する平成22年度の名護～本部送水管布設工事（水道関連工事）に係る応募資格要件に関して適用する。

1 配置予定技術者について

- 1) 公告文中「それと同等以上と認められる者」とは、技術士等の資格要件を満たす者である。（技能検定による資格は該当しない。）
- 2) 全ての配置予定技術者は、工事の実務経歴（同種工事以外でも可。）を有すること。
- 3) 上記の要件を確認するため、全ての構成員は、配置予定技術者の資格者証、合格証のコピー及び実務経歴書（原本）を提出すること。（最近3年間に現場の実務がない者は、配置予定技術者として受け付けない。なお、代表者の配置予定技術者については、3年間の実績として現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の指導監督的実務経験を有すること。）
- 4) 配置予定技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者）は、現場に常駐できる者とする。

2 同種工事について

同種工事とは、導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事及び下水道工事である。（過去10年以内の工事で、判断は企業局で行う。）管種については、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管等を記入すること。なお、塩ビ管については、同種工事として該当しない。

3 施工実績について

- 1) 代表者について
 - ア 施工実績は、国・県・市町村・公社公団等が発注した工事（元請け）が対象である。（共同企業体の場合は、構成員でも可。施工実績書及び請負契約書のコピーを提出。）
- 2) 構成員について
 - イ 施工実績は、国・県・市町村・公社公団等が発注した工事（下請けでも可。）が対象である。（施工実績書及び請負契約書のコピーを提出。）

4 その他

- 1) 同一の工事には、全ての構成員とも、複数の応募はできない。（代表者あるいは構成員が同一工事で他の共同企業体の構成員として複数応募した場合、その該当する共同企業体は、応募資格要件不良として処理する。）
- 2) 同一の共同企業体でも他の工事には応募できる。（同一の工事には、一度しか応募できないが、工事が違うのであれば複数の応募が可能である。）
- 3) 同一の技術者を複数の工事の配置予定技術者として応募することができる。ただし、他の工事を落札したことにより、当該工事の配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該工事の入札を辞退すること。
なお、同一日に複数件実施する電子入札の場合は、落札結果通知が応札日の翌日以降になることから入札辞退届けの提出は不要とする。この場合、同一の技術者で申請している他の案件については、「入札無効」として処理する。
- 4) 応募調書等の提出部数は1部とする。